大分信用金庫

## カードローンきゃっする契約規定改定のお知らせ

平素より大分信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。 さて、当金庫は令和5年2月1日より、信金ギャランティ株式会社保証付商品 「カードローンきゃっする」のカードローン契約規定を改定させていただきます。 なお、改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客さまに対しても 適用されますので、予めご了承ください。

記

- 1. 改定する規定
  - (1) カードローン契約規定
- 対象商品 だいしんカードローン「きゃっする」
- 3. 改定日 令和5年2月1日(水)

## 4. 主な改定事項

改定する規定	改定前	改定後
カードローン	新規貸越期限は、借主の満 66	新規貸越期限は、借主の <u>満 70</u>
契約規定	<u>歳</u> の誕生日の属する月末まで	<u>歳</u> の誕生日の属する月末まで
第2条	とし、この期限の延長は行わ	とし、この期限の延長は行わ
(新規貸越期限)	ないことをあらかじめ同意し	ないことをあらかじめ同意し
第3項	ます。(以下省略)	ます。(以下省略)

【本件に関する問合せ先】 大分信用金庫 しんきん相談所 フリーダイヤル 0120-120-827